

横浜市精神障害者生活支援センター指定管理者選定委員会の
組織及び運営に関する要綱

制定 平成16年12月16日 衛精第754号（局長決裁）

改正 平成17年7月7日 衛精第309号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市精神障害者生活支援センター（以下「センター」という。）の指定管理者の指定を公正かつ適正に実施するため、横浜市精神障害者生活支援センター指定管理者の指定に関する要綱第3条第2項に基づき設置する横浜市精神障害者生活支援センターの指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

（所掌事務）

第2条 委員会は、センターの指定管理者の選定に関する次の事項を所掌する。

- (1) 選定基準に関すること。
- (2) 公募要項に関すること。
- (3) 指定管理者にしようとするもの及び次点者の選定に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、5名の委員をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから、衛生局長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健福祉関係団体に所属する者

（委員長等）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、衛生局長から委嘱された日から2年とする。なお、委員が欠けたときにおける補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第6条 会議は、必要に応じ、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決

するところによる。

- 4 委員長が必要と認める場合は、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開及び選定結果等の公表)

第7条 会議は公開とする。ただし、委員会が必要と認める場合は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 2 委員会は、選定の経過及び結果並びに会議の議事録を速やかに公表するものとする。

(禁止事項)

第8条 委員は、直接又は間接に利害関係がある案件については会議の議事に参加してはならない。

- 2 委員は、直接間接を問わず、指定管理者の指定を受けようとするものの申請に関与してはならない。また、委員が申請に関与したことが判明した場合は、委員会は委員が関与したものの申請を選考対象外とする。
- 3 委員その他会議に出席した者は、委員会を通じて知り得た情報を他に漏らしてはならない。ただし、横浜市及び委員会が公表した情報については、この限りでない。

(事務局の設置)

第9条 委員会の事務局は、衛生局保健部精神保健福祉課に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年12月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年7月27日から施行する。